

試験検査成績書

1/2 頁

25AB-MW77-1

2025年8月20日

〒401-0301

山梨県南都留郡富士河口湖町
船津6618-1

株式会社 マーキュロップ
富士河口湖工場

様



厚生労働大臣登録検査機関
国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関

一般社団法人 山梨県食品衛生協会

〒400-0836

山梨県甲府市小瀬町1145番地1

TEL 055-242-0880 FAX 055-242-0881

検査責任者 検査センター 所長 西潟 恵美

山梨県食品衛生協会
山梨県食品衛生協会
山梨県食品衛生協会

2025年8月1日当協会検査センターに依頼された供試品について試験検査した結果は下記の通りです。

供試品名称	富士山の天然水
付帯事項	製造年月日：2025.08.01 賞味期限：26.01.28

試験検査結果

No.	試験検査項目	単位	試験結果	基準	定量下限	試験方法	備考	*
1	混濁	—	なし	あつてはならない	—			1
2	沈殿物又は固形の異物	—	なし	あつてはならない	—			1
3	大腸菌群	—	陰性	陰性	—	1		1
4	アンチモン	mg/L	0.001未満	0.005以下	0.001	2		1
5	カドミウム	◎ mg/L	0.0003未満	0.003以下	0.0003	2		1
6	水銀	mg/L	0.00005未満	0.0005以下	0.00005	3		1
7	セレン	◎ mg/L	0.001未満	0.01以下	0.001	2		1
8	銅	◎ mg/L	0.005未満	1以下	0.005	2		1
9	鉛	◎ mg/L	0.001未満	0.01以下	0.001	2		1
10	バリウム	mg/L	0.005未満	1以下	0.005	4		1
11	ヒ素	◎ mg/L	0.001未満	0.01以下	0.001	2		1
12	マンガン	◎ mg/L	0.001未満	0.4以下	0.001	2		1
13	六価クロム	mg/L	0.005未満	0.02以下	0.005	5		1
14	亜塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6以下	0.06	6		1
15	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6以下	0.06	6		1
16	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	0.002	7		1
17	クロロホルム	mg/L	0.0002未満	0.06以下	0.0002	8		1
18	残留塩素	mg/L	0.1未満	3以下	0.1	9		1
19	シアン (シアンイオン及び塩化シアン)	mg/L	0.001未満	0.01以下	0.001	5		1
20	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002以下	0.0002	8		1
21	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.04以下	0.005	8		1
22	ジクロロアセトニトリル	mg/L	0.001未満	0.01以下	0.001	10		1
23	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0002未満	0.004以下	0.0002	8		1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03以下	0.003	7		1
25	ジクロロメタン	mg/L	0.0002未満	0.02以下	0.0002	8		1

試験検査結果

No.	試験検査項目	単位	試験結果	基準	定量下限	試験方法	備考	*
26	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.04以下	0.0002	8		1
27	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.0002未満	0.1以下	0.0002	8		1
28	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下	0.001	11		1
29	亜硝酸性窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	0.004	6		1
30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.42	10以下	0.02	6		1
31	総トリハロメタン	mg/L	0.0002未満	0.1以下	0.0002	8		1
32	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.01以下	0.0002	8		1
33	トリクロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.004以下	0.0002	8		1
34	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03以下	0.003	7		1
35	トルエン	mg/L	0.0003	0.4以下	0.0002	8		1
36	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.007未満	0.07以下	0.007	10		1
37	フッ素	mg/L	0.20	2以下	0.05	6		1
38	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.0002未満	0.03以下	0.0002	8		1
39	ブロモホルム	mg/L	0.0002未満	0.09以下	0.0002	8		1
40	ベンゼン	mg/L	0.0002未満	0.01以下	0.0002	8		1
41	ハウ素	◎ mg/L	0.01未満	5以下	0.01	2		1
42	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下	0.008	12		1
43	有機物等(全有機炭素)	mg/L	0.3未満	3以下	0.3	13		1
44	味	-	異常なし	異常でないこと	-	14		1
45	臭気	-	異常なし	異常でないこと	-	14		1
46	色度	度	0.5未満	5以下	0.5	15		1
47	濁度	度	0.1未満	2以下	0.1	16		1

*1「清涼飲料水の成分規格、ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」に適合

<試験方法>

- 1 LB-BGLB法
- 2 誘導結合プラズマ-質量分析法
- 3 還元気化原子吸光度法
- 4 誘導結合プラズマ-発光分光分析法
- 5 イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法
- 6 イオンクロマトグラフ法
- 7 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
- 8 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
- 9 ヨウ素滴定法
- 10 溶媒抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法
- 11 液体クロマトグラフ質量分析法
- 12 誘導体化-高速液体クロマトグラフ法
- 13 全有機炭素計測定法
- 14 官能法
- 15 透過光測定法
- 16 積分球式光電光度法

◎：ISO/IEC 17025認定範囲 試験規格番号：平成15年厚生労働省告示第261号

供試品名称及び付帯事項は、依頼者の申請によるものです。
検査責任者の書面による承諾がない限り、この成績書の一部のみを複製して用いることはできません。